

「みなとみらい21 Tourist Information Center(TIC)」運営事業者公募
募集要項

(一社) 横浜みなとみらい21

1. はじめに

2020年に向けてみなとみらい21（以下、MM21）ではパシフィコ横浜ノースを筆頭に大規模アリーナ施設、客船ターミナル、高級ホテルなどの開業が相次ぎ、世界に向けて日本を代表する都市型観光地としてのプレゼンスが高まり、観光目的、ビジネス目的ともにより一層の来訪者の増加が予測されます。さらに、2019年のラグビーワールドカップ、2020年オリンピック・パラリンピックを控え、海外から多様な来街者を迎え入れる準備も必要となります。

MM21地区では、これらの好機を活かし、より多くの来街者の滞在・回遊を促し消費の拡大に繋げていきたいところではありますが、現状では、MICE等の参加者は、地区内に滞在することなく帰途につくという通過型が多く見られます。

また、初めてMM21を訪れる国内旅行者及び訪日外国人旅行者に好印象を与え、満足度を向上させることによって、再訪率を高めるためにも、受入環境の高度化も重要な課題と認識しています。

そのためにも、MM21地区のゲートウェイである、横浜高速鉄道「みなとみらい駅」において、観光案内機能「みなとみらい21 Tourist Information Center(TIC)」を設置することにいたしました。

2019年1月～2月にかけて事前に本事業の「サウンディング型提案募集」を実施したところ、民間事業者の方から、その運営形態、場所、面積等の要件に関して様々なご意見をいただき、当社団としてもより良い運営の在り方を検討してまいりました。

本公募の趣旨をご理解いただき、関心のある事業者の皆様の積極的なご検討をよろしくお願いたします。

2. 募集概要

2-1. 提案募集の趣旨

今回実施する「運営事業者公募」は、MM21地区の中央部に位置するみなとみらい駅における観光案内所という特性から、MM21の街の案内のみならず、横浜市内の各観光地や駅を利用して県内外へ周遊する旅行者のニーズに応えられるようなTICの運営事業者を選定するものです。

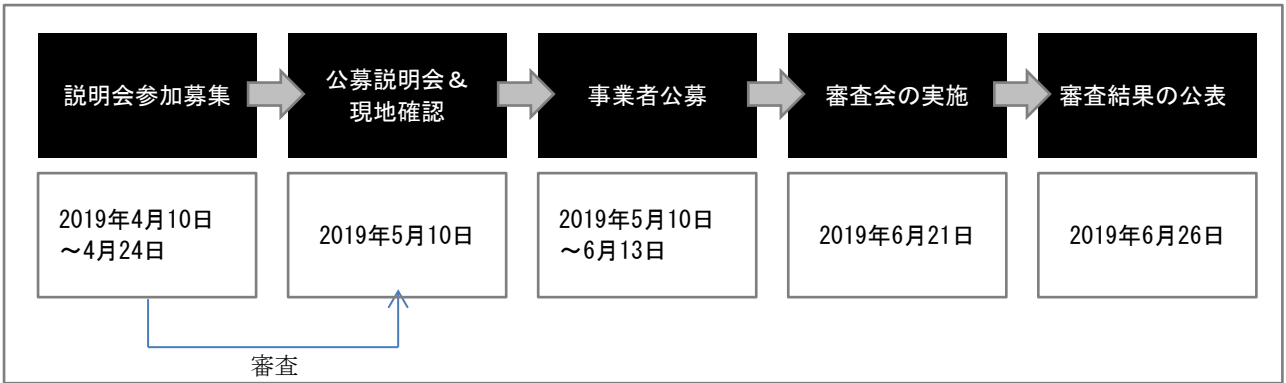
2-2. 実施体制

今回実施する「運営事業者公募」は、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下、当社団）が実施します。

いただいた提案をもとに審査し、運営事業者を選定します。

なお、本公募に係る事業フローは、以下の通りです。

<事業公募 スケジュール>



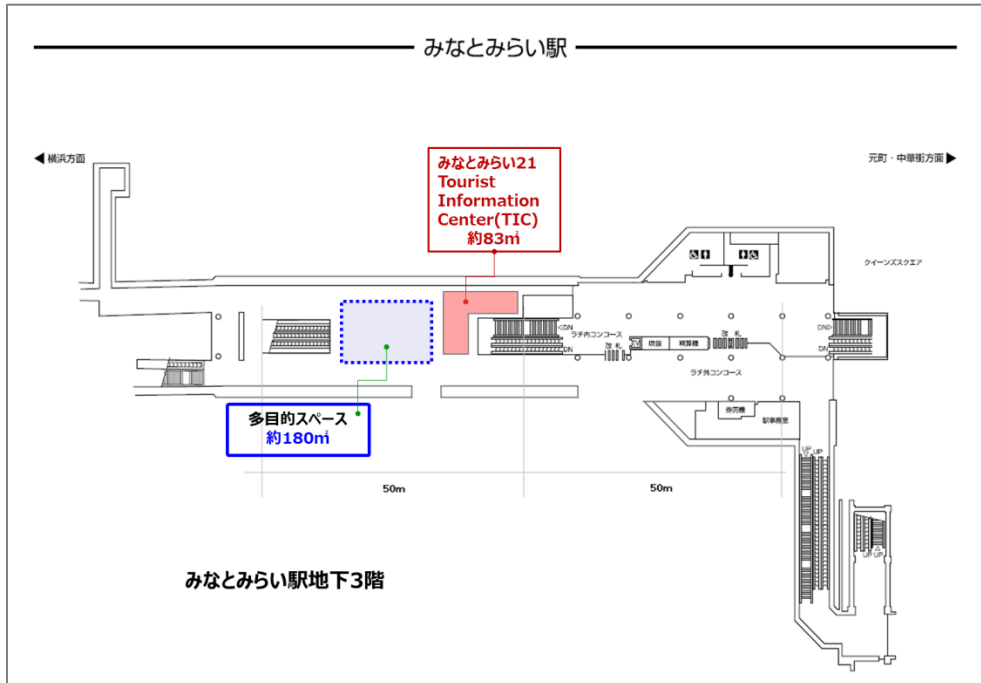
3. 運営概要

3-1. 前提条件

(1) TIC施設概要

- ① 名称 「みなとみらい21 Tourist Information Center(TIC)」
- ② 所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目5
(横浜高速鉄道みなとみらい駅構内)
- ③ 規模 みなとみらい線 みなとみらい駅地下3階改札階コンコース
約83㎡ (約25坪)

<配置図> ※詳細は別紙①平面図参照のこと



- ④ 営業形態 常設を原則とする
- ⑤ 営業日/休業日 2019年8月下旬～2020年3月31日のうち、当社団が指定する日
※詳細は別紙②2019年度スケジュール参照のこと
- ⑥ 営業時間 営業日は、10:00～19:00を必須とする

⑦ その他

MICE開催時など、当社団が運営上必要と判断する場合、事前に運営事業者と協議を行ったうえ営業日及び営業時間を変更することができる。

(2) 契約形態

当社団と運営事業者との「使用貸借（転貸）契約」（予定）

※当社団は土地所有者である榊横浜高速鉄道と別途「使用貸借契約」を手交する。（予定）

(3) 事業期間

2019年8月～複数年とする（毎年度末に契約更改の手続きを行う）

(4) 運営に関する事項

運営に関する費用は原則として運営事業者の企画する収益事業により賄うこととする。

(5) 運営に関する支援

本運営に関しては、MM21地区のエリアマネジメントを担う当社団が支援を行う。

特に、3-2(1)に規定する「観光情報の提供及び発信」については、イベント情報、地区情報、施設情報の提供や、必要なパンフレット等を提供する。

また、運営施設に関するWEBサイト等を活用したPRについても、当社団のリソースの活用を協議の上、実施。

3-2. 提案いただく業務内容

以下の内容について、提案書により提出してください。

(1) 観光情報の提供及び発信

① 一般旅行者への情報提供及び発信

(ア) 来訪者に対するMM21地区、近隣地区及び主要観光地までの観光案内

(イ) 地区内観光情報の収集及び地区内外への情報提供（地区内情報については、地区内の各インフォメーションセンターと連携すること）

(ウ) 電話、eメール、SNS等による観光情報需要者への情報提供

(エ) 翻訳機器等を使用した多言語案内

(オ) 観光案内所のディスプレイにおける観光PR展示の企画及び実施

- ・ 当社団と協議のうえ、MM21内観光振興を目的に、企画・実施すること。
- ・ 来訪者のニーズを把握し、展示に反映するように努めること。
- ・ 当社団が別に指定した展示がある場合は、その展示を優先すること。
- ・ ディスプレイに使用する展示物等は、原則運営事業者が手配すること。

② MICE参加者等への情報提供及び発信

(ア) イベント等の開催情報の案内

(イ) 地域の飲食店情報の提供

(ウ) 宿泊施設情報の提供

(エ) MICE開催時における、チェックイン業務のサポート（一部場所貸し）

※当社団からチェックインに関するサポートの申し出があった場合に限る

(オ) アフターコンベンションに関する案内

(2) 当社団及び企業・団体等からの施設利用、取材申出等への対応

① 当社団からの施設利用、取材申出等について臨機応変に対応すること。

② 利用者の用件を受け付け、当社団へ報告するとともに、当社団の指示を受け、必要な説明・指示を行うこと。なお、利用の承認は、当社団が行うものとする。

③ 利用状況等について、適宜当社団へ報告すること。

(3) 職員の配置

- ① 施設における管理運営に関するすべての範囲を統括する責任者及び責任者不在時にその代理として同等の責任を負う副責任者を各1名決定し、緊急時に対応できるような体制を整えておくこと。
- ② 営業時間中は、常時1ポスト1名以上の職員を必ず配置すること。また、当社団が別に指定した日は、2名以上を配置すること。
- ③ 案内業務内容が、MM21地区内商業施設等のみならず、観光地への交通手段、ニーズに応じた飲食店情報など多岐に渡るため、利用者の求める内容に的確に対応できる知識・情報を有する職員を常時配置すること。
- ④ 対象者が主に訪日外国人となることから、職員は日本語、英語が話せる者とする。
- ⑤ 利用者の期待・価値観を察知し、おもてなしの心で対応できる職員を常時配置すること。
- ⑥ 職員に対して、施設の運営に必要な知識・技術について研修を実施し、適切な人材育成に努めること。

(4) 収益事業の企画・実施業務

① 収益事業概要

「みなとみらい21 Tourist Information Center(TIC)」運営にあたり、必要となる運営経費に充当するため、運営事業者の責任においてTICスペース及びTUBE多目的スペース部分双方で収益事業を行うことを認める。

TICについては常設を原則とするが、TUBE多目的スペースについてはあくまで仮設置物による一時利用に限る。(例：物産展、展示会等)

委細の内容に関しては、事前に計画を提出の上、当社団の承認を得ることとする。

② 設置物

(ア) TICは常設であるが、移動可能な設置物とする。

(イ) 設置にあたっては、消防法上下記の慰留・禁止事故について厳守すること。

・装飾材料は、すべて防煙処理したものを使用すること。

・「非常口」「消火栓」「排煙装置」の前面は、展示物やパネル等の設置物を2m以上離して配置すること。また、「火災報知器」「煙熱感知器」「スプリンクラー」等防災設備の機能を妨げるような設置は不可とする。

※天井を覆う様な設置は不可。構造上、高さ等にて防災設備の機能を妨げる可能性がある場合は、消防署および社団と相談または指示を受けること。

・その他、消防法、建築基準法を遵守すること。

③ 撤去費用

上記設置物等の撤去費用は原則として運営事業者が負担する。

④ 設備費用

ユーティリティ使用料と倉庫代は2019年度は徴収しない。

ただし2020年度以降は状況に応じて見直しを図ることとする。

⑤ 収益事業により生じた利益

TICの収益事業によって獲得した利益については、原則として運営事業者側の収益とし、利益に応じた手数料徴収は行わない。

多目的スペースでの収益事業で獲得した利益については、2019年度においては徴収し

ない。ただし2020年度以降は状況に応じて見直しを図ることとする。

⑥ 運営に関する優遇措置

運営事業者が収益事業を企画・実施する場合には、横浜高速鉄道㈱が規定するみなとみらい駅構内の使用料は、TIC・多目的スペース双方に発生しない。

(5) その他、本事業を運営するに際しての課題、要望事項等

本事業を運営するに際して、各種事項についての意見があれば提案を求める。

3-3. その他規定事項について

(1) 運営上の使用条件

貸与するもの：横浜高速鉄道㈱保有の倉庫内20㎡スペース

※備品、什器等の保管スペースとして使用可能

(2) 禁止する行為

みなとみらい駅の使用規定により、以下の行為は原則として禁じる

- ① 演説
- ② 集会
- ③ 団体、会員等の勧誘行為
- ④ 募金活動
- ⑤ 署名活動
- ⑥ 公の秩序を乱し、善良な風俗を乱すおそれのある催事等
- ⑦ 個人的な行事のための使用
- ⑧ 鉄道事業運営者もしくは駅構内営業業務に影響が大きい催事等

(3) 駅施設利用に関する遵守事項

みなとみらい駅の使用規定細目により以下の事項を遵守すること

- ① 駅施設の破損・汚損及び第三者の負傷等のないよう、善良なる管理者の注意を持って実施する事
- ② 事故、災害発生時には、避難誘導、初期消火、負傷者の救護及び関係者への報告等の必要な応急措置を行うこと
- ③ 危険物の使用等、事故、災害が発生するおそれのある行為は行わないこと
- ④ 火気の使用ならびに臭気の伴う行為は行わないこと
- ⑤ 法令ならびに関係官庁等の指導事項に抵触する行為は行わないこと
- ⑥ 催事及び臨時営業等に関する第三者からの苦情、意見等は、使用者が責任を持って対応すること
- ⑦ 責任者は、使用中は原則常駐し、常に連絡の取れる体制とすること
- ⑧ 飲食物の調理及び加工（包装された飲食物の加温等を除く）は、行わないこと
- ⑨ 風船の使用ならびに配布は行わないこと
- ⑩ 音響機器や楽器等を使用する場合には、非常放送や駅構内放送の支障とならない音量とすること
- ⑪ 電気機器を使用する場合には、過電流を防止するブレーカ、漏電遮断器等の保安機器を使用し、事前に指定するコンセント以外からの給電を行わないこと。なお、本号中における保安機器は、仕様等を事前に当社団に提示し、確認を受けること

(3) 履行義務

① 当社団との情報交換会への出席

サービス向上や適切な運営を図るため、毎月1回開催する情報交換会に出席し、当社団と意見交換や情報交換を行うこと。このほか、必要に応じて適宜報告・連絡・相談を

行うこと。

② 設備等の維持管理業務

「みなとみらい21 Tourist Information Center(TIC)」設備の機能と環境を良好に維持し、域内の観光情報の提供が円滑に行われるように、設備の日常点検等の管理業務を行うこと。

- ・ 館内清掃（ゴミ出しを含む）、定期清掃
- ・ 設備等の管理：設備に破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置を行い、当社団に報告すること。
- ・ ポスター・パンフレット・パネル等の管理、掲出を適切に行うこと。
- ・ 防犯、火災等の発生の警戒・防止に万全を期するものとし、安心して利用できる環境を確保すること。

③ 運營業務の報告

(ア) 月ごとに提出する書類：業務日報、来訪者統計

※当該月の翌月10日までに提出すること。

(イ) 運営期間終了後に提出する書類：運営完了届（様式任意）、管理運営状況、利用状況、事業実施状況等を記載した事業報告書（様式任意）

※運営期間終了後30日以内に提出すること。

④ 運営全般に関する安全配慮

- ・ 運営事業者の責務において、市民・業務関係者に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- ・ 運営事業者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- ・ 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は運営事業者の責任において適切に行うこと。

⑤ 労働基準法等の遵守

- ・ 運営事業者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- ・ 運営事業者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、当社団の求めに応じて事情を報告しなければならない。また、経営状況の確認が必要なときには、当社団は財務状況等の報告を求めることができる。

4. 提案プロセス

4-1. 提案書の作成

提案書は、提案概要書（A4、Word版1枚）、様式3「公募申込書（エントリーシート）」、及び提案書（自由様式、A4・20枚以内（※表紙を除く））を提出してください。

4-2. 審査会の方法

(1) 審査会の方法

- ・ 審査会では、提案者に提案内容の説明をしていただきます。
- ・ 説明は事業者ごとに個別に行うものとし、開始時間、説明時間、資料等については別途通知します。提案に係る経費については、すべて提案者の負担とします。

(2) その他

- ・ 提案に伴う資料等は日本語によるものとし、通訳等が必要な場合は、提案者にて準

備してください。

4-3. 提案内容の取扱い

(1) 著作権等

- ・ 提案者が提出した提案概要書及び提案書の著作権及びその他の知的財産権は、それぞれの提案者に帰属します。

(2) 公表

- ・ 選定事業者名についてのみ公表し、提案内容等は原則として公表いたしません。

5. 参加資格要件等

5-1. 基本的な要件

- ・ 自らが実施可能な事業を提案し、事業実施の意向がある事業者
- ・ 各種法令を遵守する者

5-2. 提案者の構成

- ・ 提案者の構成は、単体の法人もしくは複数の法人より構成されるグループとします。
- ・ グループで提案の場合は、代表法人を定め、構成員の役割分担を明確にしてください。
- ・ 複数の提案も可能です。

※1：ただし、単独で提案した法人は、グループでの提案の代表法人となることはできません。また、提案した複数のグループにおいて、同時に代表法人となることはできません。

※2：グループの構成員が定まっていない場合でも提案は可能とします。この場合、構成員が定まっていない旨、想定するグループの構成員の事業者数や業態を提案書に明記してください。

5-3. 提案者の制限

- ・ 次に該当する法人は、提案者または提案グループの構成員となることができません。
 -
 - 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当16該構成員を含む団体
 - 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係

を有すると認められるものをいう。)

- 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- 国税及び地方税を滞納している者

5-4. 提案者の資格要件

- ・ 提案者の資格要件は次に掲げる条件を全て備える法人とします。
 - 代表法人は、国内外において提案内容と同種・類似の事業を既に実施している者。
 - 代表法人は日本国内に本店を有する者。

5-5. グループで提案する場合の構成員の変更

- ・ グループで提案する場合、公募が終了するまでの期間、運営上支障がないと事務局が判断した場合、構成員を変更することができます。この場合は、必要に応じ、提案者に書類の再提出を求める場合があります。

6. 公募に関する手続き

6-1 公募のスケジュール

- (1) 募集要項等の公表 2019年4月10日（水）
- (2) 説明会参加申込書の受付 2019年4月10日（水）～2019年4月24日（水）
- (3) 参加資格審査結果の通知 2019年4月25日（木）
- (4) 公募に関する説明会及び現地確認 2019年5月10日（金）午後 2時30分～
場所：一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
及び みなとみらい駅構内
- (5) 公募関係の質問の受付及び回答の公表
受付：2019年5月10日（金）～2019年5月24日（金）
公表：2019年5月30日（木）
- (6) 公募提案書の受付 2019年5月10日（金）～2019年6月13日（木）
- (7) 審査会 2019年6月21日（金）
- (8) 審査の公表 2019年6月26日（水）予定

6-2 募集要項の配布

配布期間：2019年4月10日（水）～2019年4月23日（火）
配布時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
配布場所：一般社団法人横浜みなとみらい21 事業推進部
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階
TEL 045-682-4403 担当：真壁、栗原、小林

- ・上記の配布のほか、一般社団法人横浜みなとみらい21ホームページよりダウンロードが可能です。

ホームページアドレス <http://www.ymm21.jp/>（トピックスを参照）

6-3 説明会参加申込書の受付

- ・別添の様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、以下により提出してください。

受付期間：2019年4月10日（**本水**）～2019年4月24日（水）正午まで

提出方法：電子メールにより提出してください。（持参、郵送などその他の方法による提出は不可です）

提出先：一般社団法人横浜みなとみらい21

電子メールアドレス：info@ymm21.or.jp

注意事項：提出期間を過ぎた場合は無効とします。

6-4 説明会参加資格審査結果の通知

- ・一般社団法人横浜みなとみらい21の事務局は、2019年4月25日（木）に参加資格審査の結果を通知する書面を担当者あてにメールします。

6-5 公募に関する説明会 及び現地説明会

開催日時：2019年5月10日（金）午後2時30分～午後4時30分（終了予定）

開催場所：一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム

及び みなとみらい駅構内

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-5

- ・本運營業務に関する募集内容等に関して、個別及び説明会等で原則質問は受けません。質問につきましては、6-6記載の「提案書関係の質問の受付及び回答の公表」をご参照ください。
- ・説明会場には、駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・参加人数は1グループ原則として3名以内としてください。4名以上の場合は、事前に相談してください。

6-6 公募関係の質問の受付及び回答の公表

- ・提案書（提案概要書を含む）に関して、質問・回答を以下のとおり行います。別添の様式2「募集要項・説明会・提案書等に関する質疑書」に必要事項を記載の上、以下により提出してください。

受付期間：2019年5月10日（金）～2019年5月24日（金）正午まで

提出方法：電子メールにより提出してください。（持参、郵送などその他の方法による提出は不可です）

提出先：一般社団法人横浜みなとみらい21

電子メールアドレス：info@ymm21.or.jp

回答方法：2019年5月30日（木）に一般社団法人横浜みなとみらい21ホームページにて公表
予定。

注意事項：提出期間を過ぎた場合は無効とします。

6-7 公募申込書・提案書の受付

- ・ 別添の様式3「公募申込書（エントリーシート）」に必要事項を記載の上、以下により提出してください。
- ・ 様式3「公募申込書」、提案概要書（A4、1枚）・提案書をそれぞれ1部提出してください。
- ・ 提出にあたっては、付属資料として事業者の会社概要及び財務状況が分かる資料を提出してください。
- ・ 説明会に参加した方からのみ提案書を受付けます。

受付期間：2019年5月10日（金）～2019年6月13日（木）

受付時間：午前9時～午後5時（午後12時～午後1時を除く）

提出方法：電子メールにより提出してください。（持参、郵送などその他の方法による提出は不可です）

提出先：一般社団法人横浜みなとみらい21

電子メールアドレス：info@ymm21.or.jp

なお、提案書等の受付け後、内容の変更を行うことはできません。

提案書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

6-8 提案書類の様式等

【提案書について】

- 用紙サイズはA4、20枚以内（表紙を除く）とし、書式は自由とします。
- 本募集要領P3～4「提案いただく業務内容」に記載する各項目について提案内容を記述してください。記載項目は以下の通りとします。
 - ・ 事業実績：事業提案と同種同等の事業運営の実績について
 - ・ 企画コンセプト：どういった観光案内所を目指すのか
 - ・ TICのサービスの態様：提供するサービス内容はどのようなものか（什器・備品の配置計画等はスケールを記載してください）
 - ・ TICの運営形態：事業スケジュール、事業期間、営業時間等
 - ・ TIC運営に関する収支計画：当初3か年度（2019年度～2021年度）
 - ・ 地域連携の考え方：どのように地域と連携を図っていきたいか
 - ・ その他：運営事業者としての独自のPRポイント等

また、必要に応じて、設置物の概要や多目的スペース利活用のイメージを表現する図面等

(平面、立面、断面、パース、模型写真等)を添付してください。

各項目の分量や配分は自由ですが、どの項目に対する提案か判別できるようにレイアウト等は工夫し、分かりやすくなるよう配慮してください。

- 文字のフォントは自由ですが、縮小などにより読みづらくなならないよう配慮してください。

【提案概要書について】

- 提案概要書は、提案内容を簡潔に表現するよう心がけてください。用紙サイズはA4、1枚とします。
- 提出した提案概要書のデータはWord版を使用してください。

6-9 提案の辞退

- ・ 説明会参加申込書等の書類を提出した事業者が提案を辞退する場合は、説明会開催の2日前までに事務局に電子メールにより報告してください。
- ・ 提案書を提出した提案者が公募を辞退する場合は、審査会の実施日の2日前までに事務局に電子メールにより報告してください。

6-10 提案の無効

- ・ 次のいずれかに該当する場合、無効とします。
- 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- 提案書等に第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合。

6-11 その他

- ・ 全ての提出書類において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

7. 公募選定の考え方

7-1 基本的な考え方

- ・ 選定は、事業提案の内容を審査する方式で行います。
- ・ 提案書を提出された事業者は、原則として、審査を実施します。

7-2 審査までのフロー

- ・ 参加資格の確認→提案書の確認→審査という流れで進めて行きます。

【参加資格の確認】

- 当社団が「5. 参加資格要件等」に基づき公募の参加資格を確認します。
- 参加資格が確認できない場合は、「失格」とします。

【審査会の実施】

- 「審査の主な視点」に基づき、提案の内容について審査を実施します。
- 審査及び選定は、当社団が任意で定める「みなとみらいTIC運営事業者選定委員会」

が行います。委員会では、事業提案の内容を審査し、採点を行います。なお、応募内容が本募集要項の諸条件等を満たさない場合は、委員会での審査対象としません。

- 審査会は2019年6月21日（金）を予定しています。
- 合計点で最高点を獲得した応募者を運営事業者として選定します。以下、得点に応じて第2順位以下の者を選定します。

また、いずれかの審査項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、得点の如何に関わらず、失格とします。なお、委員会において定めた基準点を満たさない場合も失格とします。

- 当社団は、委員会の選定結果を受けて、運営事業者の決定を行います。
- 原則として、運営事業者として選定された事業者が契約を締結できなくなった場合は、第2順位以下の者を順序に従って運営事業者とします。
- 審査の得点が同点の場合は、委員会による協議によって決定します。

7-3 審査基準

- ・ 審査基準は以下のとおりです。

大項目	中項目	内容	配点
1. 事業主体	事業実績等	提案した事業を確実に実施することができる実績、技術を有しているか。（事業提案と同種同等の事業運営の実績があるか、等）	10
	経営状況の安全性	①運営事業者の財務状況が健全であるか。 ②安定的な事業を運営できるかどうか。	5 5
2. 企画提案の考え方	企画コンセプト	対象地における観光案内所のコンセプトが募集要項と合致しているか。	10
3. 事業内容 (観光案内所)	サービスの態様	事業の態様が、当該地の環境等に調和したものであるか。	10
	運営形態	想定している事業スケジュール、事業期間、営業時間等は募集要項と合致しているか。	30
	収支の安定性	事業計画と収支計画の整合性が図られており、現実的なものか。	10
4. 地域連携	地域連携の考え方	周辺地域との連携を踏まえた提案になっているか。	10
5. 全体	その他	上記のほか、よりTIC運営が効果的になる手法や、本来目的（旅行者の満足度向上・回遊促進等）を達するのに良い取り組みが認められるか。	10
合計			100

※各項目の審査において、当社団が必要として提案を求めた項目を提案しない場合について著しく劣り「不適」と判断

7-4 通知及び公表

- ・ 運営事業者の決定については、該当する応募者に対して文書で通知します。
- ・ 第2順位以下の選定結果についても、それぞれ該当する応募者に対して文書で通知します。
- ・ 運営事業者の選定結果を2019年6月26日（水）に当社団のホームページにて公表します。

8. 契約手続等

運営事業者に選定された事業者と個別に調整の上、実施に向けて契約等の手続を行います。

9. 本件の担当

一般社団法人横浜みなとみらい21 事業推進部

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階

TEL 045-682-4403 担当：真壁、栗原、小林